

# 国保だより

## ◇国保だより発行について

「国民皆保険制度」のもと、日本に住む国民は保険制度に加入する必要があります。その中でも国民健康保険は自営業の方や会社を退職された方、農家の方など他の健康保険に入っていない方が加入します。

万一の病気やけがをしたときに経済的な負担を軽くし安心して医療が受けられるように国・県・伯耆町や加入者の税金によって運営されています。

今後、平成 30 年度には国民健康保険制度改正など、大きな改革が予定されていることもあり、この「国保だより」を通じて伯耆町における国民健康保険の状況について情報提供を行っていききたいと思います。

## ◇国保の加入・脱退の届け出はお忘れなく

4 月は就職や入学、転出、転居など異動の多いシーズンです。国保に加入するときや脱退するときは、14 日以内に届け出をお願いします。特に、職場で社会保険に加入・脱退をされた場合、職場から役場には連絡がきませんので、必ずご本人からの届出が必要です。

《手続き内容》

	主な場面	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	・他の市町村から転入	印鑑、転出証明書
	・職場の健康保険を脱退	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）等
	・職場の健康保険の被扶養者から脱退	
	・子どもが生まれた	印鑑、国保保険証、母子手帳
国保をやめるとき	・他の市町村へ転出	印鑑、国保保険証
	・職場の健康保険へ加入	印鑑、国保保険証、資格取得証明書または加入した健康保険の保険証
	・死亡した	印鑑、保険証

※詳しくは、本庁舎 住民課または分庁舎 分庁総合窓口課までお問い合わせください。

### 加入と届出が遅れると・・・

国保の保険証が交付できないため、医療費を全額自己負担しなければなりません。また、国保税について加入すべき月までさかのぼって課税することになります。

### 脱退の届出が遅れると・・・

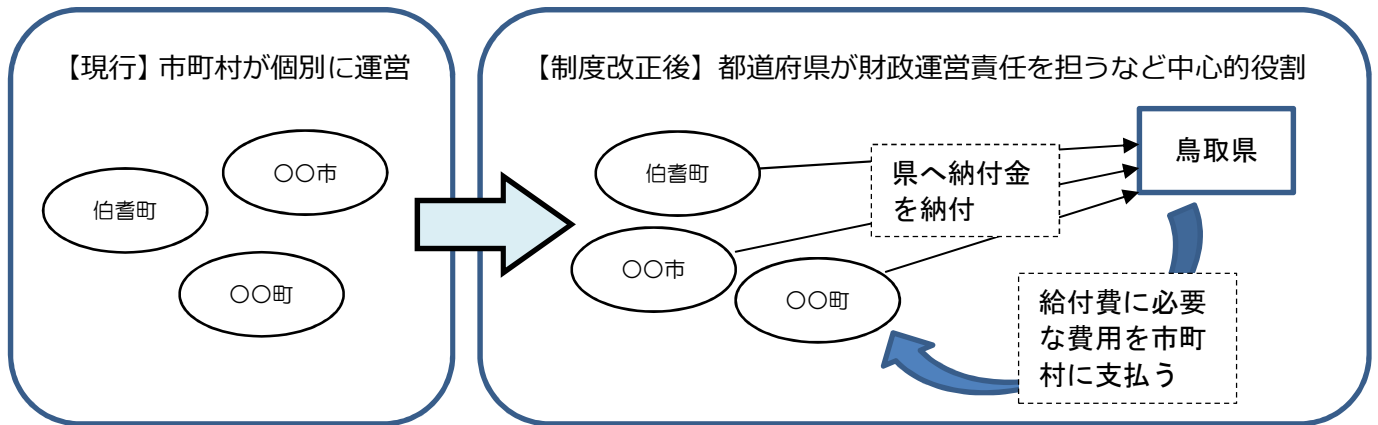
国保の資格がなくなっているにもかかわらず国保の保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国保で負担した医療費はすべて返還していただくことになります。

## ◇平成 30 年度国民健康保険制度改革（第 1 回）

国は、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を成立・公布し、平成 30 年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となります。そして国保への財政支援拡充等の改革がおこなわれることとなりました。

今回は大きな変更点である「運営の在り方の見直し」についてです。

平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させるとされています。



運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う。</li> <li>都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>都道府県が県内の統一的な運営方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化・標準化・広域化を推進</li> </ul>	
	<u>都道府県の主な役割</u>	<u>市町村の主な役割</u>
財政運営	財政運営の責任主体	国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	事務の効率化、標準化広域化を推進	資格を管理（被保険者証等の発行）
保険税決定 ・賦課徴収	市町村ごとに標準保険料率を算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの標準保険料率を参考に保険料率を決定</li> <li>個々の事情に応じた賦課・徴収</li> </ul>
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付に必要な費用を全額市町村に支払い</li> <li>市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付の決定</li> <li>個々の事業に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
保健事業	市町村に対して必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

これにより、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担い、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うこととなります。